

令和3年度 東近江市職員採用試験案内

1 職種、試験区分及び採用予定人員

職種	試験区分	採用予定人員
ア 事務職	上級	20人程度
イ 技術職（土木）	上級	2人程度
ウ 技術職（建築）	上級	1人程度
エ 保健師	—	2人程度
オ 幼稚園教諭・保育士	—	20人程度
カ 文化財専門員（埋蔵文化財）	—	1人程度
キ 図書館司書	—	1人程度

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験することができます。

ア 上級事務職

平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

イ 上級技術職（土木）

昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、土木職に必要な課程を修めて学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を含む。）又はこれに準ずる学校を卒業（修了）したもの又は令和4年3月31日までに卒業（修了）見込みのもの

ウ 上級技術職（建築）

昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、建築職に必要な課程を修めて学校教育法による大学（大学院を含む。）又はこれに準ずる学校を卒業（修了）したもの又は令和4年3月31日までに卒業（修了）見込みのもの

エ 保健師

昭和60年4月2日以降に生まれた者で、保健師免許を有するもの又は保健師を養成する学校を令和4年3月31日までに卒業見込みで、同免許を令和3年度中に実施される国家試験で取得見込みのもの

オ 幼稚園教諭・保育士

昭和60年4月2日以降に生まれた者で、幼稚園教諭免許及び保育士資格を有するもの又は学校教育法による短期大学若しくはこれに準ずる学校を令和4年3月31日までに卒業見込みで、幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得見込みのもの

カ 文化財専門員（埋蔵文化財）

昭和60年4月2日以降に生まれた者で、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するもの
(ア) 学校教育法による大学（大学院を含み、短期大学を除く。）において、考古学又はこれに相当する科目を履修し、埋蔵文化財その他これらに類する学科等の課程を卒業（修了）した者又は令和4年3月31日までに卒業（修了）見込みの者
(イ) 博物館学芸員の資格を有する者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者

キ 図書館司書

平成4年4月2日以降に生まれた者で、司書資格を有するもの又は令和4年3月31日までに司書資格を取得見込みのもの

(2) 普通自動車第一種免許（AT限定を含む。）を現に有するか、同免許を令和4年3月31日までに取得見込みであることが必要です。（全職種共通。職務に必須のため。）

(3) 受験資格(1)に定める卒業（修了）見込み又は資格免許取得見込みで受験し合格した者が卒業（修了）又は当該資格免許を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

(4) 日本国籍を有しない者も受験することができますが、就職に制限のない在留の資格を取得

している者又は令和4年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者に限ります。これに該当する者が受験して合格し採用された場合、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」という公務員に関する基本原則に基づき任用されます。採用前日までに同資格を取得できない場合は、この試験に合格しても採用される資格を失います。

(5) 次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 東近江市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 日時 令和3年7月11日（日）午後0時50分から

(2) 場所 東近江市役所（東近江市八日市緑町10番5号）

(3) 方法

ア 上級事務職

大学卒業程度の教養試験及び適性検査

（教養試験分野）

時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力

イ 上級技術職（土木）

大学卒業程度の土木に関する専門試験及び適性検査

（専門試験分野）

数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）及び材料・施工

ウ 上級技術職（建築）

大学卒業程度の建築に関する専門試験及び適性検査

（専門試験分野）

数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画及び建築法規を含む。）、建築設備及び建築施工

エ 保健師

保健師に係る専門試験及び適性検査

（専門試験分野）

公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論

オ 幼稚園教諭・保育士

短期大学卒業程度の保育に関する専門試験及び適性検査

（専門試験分野）

社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容及び子どもの保健

障害児保育については、いずれかの分野で出題することがあります。

カ 文化財専門員（埋蔵文化財）

大学卒業程度の教養試験及び適性検査

（教養試験分野）

時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力

キ 図書館司書

高校卒業程度の教養試験及び適性検査
(教養試験分野)

時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力

(4) 結果発表 第1次試験の結果は、8月中旬までに受験者全員に通知します。

4 第2次・第3次試験

(1) 日時 第1次試験及び第2次試験の結果発表の際に、合格者に通知します。

(2) 場所 東近江市役所（東近江市八日市緑町10番5号）

※ 幼稚園教諭・保育士の第2次試験実施場所

東近江市立わかば幼稚園（東近江市野村町1934番地）

※ 図書館司書の第2次試験実施場所

東近江市立能登川図書館（東近江市山路町2225番地）

(3) 方法

職種	第2次試験	第3次試験
ア 事務職	集団討論	作文及び 個人面接
イ 技術職（土木）		
ウ 技術職（建築）		
エ 保健師		
オ 幼稚園教諭・保育士	実技試験及び集団面接	
カ 文化財専門員（埋蔵文化財）	実技試験及び集団討論	
キ 図書館司書	専門試験及び実技試験	

(4) 各試験の方法等については、変更する場合があります。

5 最終合格発表

発表は11月下旬までを予定していますが、詳しくは第3次試験当日に連絡します。

6 採用

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用者を決定します。この採用候補者名簿は、合格決定の日から1年間有効です。

採用予定日は、令和4年4月1日です。

なお、受験資格がないこと又は申込書に虚偽の記載があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

7 給与、勤務時間等

(1) 給与は、給料、地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等を支給します。

(参考) 令和3年4月1日現在の初任給月額

大学新卒者の場合 18万8,700円程度

短大新卒者の場合 16万5,900円程度

なお、経験等がある場合は、その内容、期間等に応じた加算があります。

(2) 勤務日及び勤務時間

職種	勤務日及び勤務時間
事務職 技術職（土木） 技術職（建築） 保健師 文化財専門員（埋蔵文化財）	原則として、勤務日は月曜日から金曜日までの完全週休二日制で、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで。 なお、勤務場所及び配属先により、勤務日及び勤務時間に変更になる場合があります。
幼稚園教諭・保育士	原則として、勤務する園によって、以下のいずれかになります。 なお、園以外が勤務場所及び配属先になる場合があります。その場合は、勤務場所及び配属先の勤務日及び勤務時間に準じます。 ① 幼稚園 月曜日から金曜日までの完全週休二日制で、勤務時間は、午前8時15分から午後5時まで。 ② 認定こども園 月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時15分までを基本とし、土曜日は午前8時30分から午後0時30分まで又は午前8時30分から午後5時15分までを基本とします（シフト勤務により、勤務時間が異なる場合があります。）。土曜日勤務の場合は、他の日を週休日とします。
図書館司書	勤務日は、勤務場所及び配属先により週休日異なる完全週休二日制で、勤務時間は、午前9時から午後5時45分まで又は午前9時25分から午後6時10分までを基本とします。 なお、勤務場所及び配属先により、勤務日及び勤務時間に変更になる場合があります。

(3) 年次有給休暇は20日あり、2年目以降は繰越しにより最高40日付与されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込書様式は、東近江市総務部人事課に請求するか、東近江市ホームページ (<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>) からダウンロードしてください。

申込書様式を郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱記し、返信用封筒（角2サイズ）に所定の切手を貼り、宛名を明記し、同封してください。

なお、返信用封筒が同封されていない場合や所定の切手が貼付されていない場合には、申込書様式の返送を行いません。

(2) 申込みは、申込書に必要事項を記入し、東近江市総務部人事課に提出してください。（「受験票」部分を切り離さず提出してください。）

申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表に「採用試験受験」と朱記し、返信用封筒（長3サイズ）に所定の切手を貼り、宛名を明記し、同封してください。

なお、返信用封筒が同封されていない場合や所定の切手が貼付されていない場合には、受験票の返送を行いません。

(3) 受付期間は、次の期間で執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）です。

(郵送による場合は、書留等確実な方法としてください。)

- ① 持参の場合
令和3年5月17日(月)から6月16日(水)まで(市役所の休日を除く。)
- ② 郵送の場合
令和3年5月17日(月)から6月14日(月)まで(当日消印有効)

9 その他

- (1) 試験会場は、事前に確認しておいてください。
- (2) 受験票を持参しないと受験することができません。
- (3) 試験当日の受付は、正午から午後0時40分までです。
- (4) 筆記具(HB程度の鉛筆、消しゴム等)を持参してください。
- (5) 障害特性のため、受験に当たって配慮を必要とする場合は、必ず申込時に東近江市総務部人事課まで連絡してください。
- (6) 自然災害等による試験日程の変更及びその他の緊急連絡は、東近江市ホームページに掲載するため、必ず確認してください。個別の連絡は、行いません。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の対応については、次のとおりとします。
 - ① 感染症拡大の状況により、試験日程、試験方法等を変更する場合があります。その場合には、個別の連絡は行いませんので、必ず東近江市ホームページを確認してください。
 - ② 受付は、整列の距離間隔を十分に確保した上で行うため時間を要しますので、受付時間に余裕をもって来場してください。
 - ③ 試験会場は、窓の開放等による換気を行いますので、必要に応じて上着等の準備をしてください。
 - ④ マスクの着用、手洗い、手指の消毒等、個別の対策を行ってください。
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒していない場合、濃厚接触者として健康観察指示を受けている場合や当日発熱等の症状がある場合は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。
なお、これを理由とした再試験は、行いません。

【問合せ】

東近江市総務部人事課

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

電話(直通)0748-24-5601

IP電話(直通)050-5801-5601